

# さいたま市私道排水設備工事補助金交付要綱

(平成13年5月1日告示第102号)

(趣旨)

第1条 この告示は、水洗便所の普及を促進し、生活環境の整備を図るため処理区域内において、一定の要件を満たしている私道に排水設備を設置する者に対する補助金の交付に関し、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理区域 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (2) 排水設備 公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。
- (3) 私道 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路以外の生活の用に供している道路で、幅員が1.8メートル未満の道路をいう。

(交付対象等)

第3条 補助金の交付対象は、排水設備工事費、路面原形復旧工事費、試掘費及び地下埋設物切廻し費とし、その額は、これらの経費の合計額とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を受けるために必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用する家屋が2戸以上であること。
- (2) 利用するすべての者が、速やかに水洗便所に改造することが明らかであること。
- (3) 利用するすべての者が、維持管理を行うこと。
- (4) 当該私道の所有権者が土地の使用を承諾していること。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、私道排水設備工事補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 私道の位置図(案内図)
- (2) 土地所有者の区割図(公図の写し)
- (3) 土地登記簿謄本又は登記事項要約書
- (4) 土地使用承諾書
- (5) 申請者名簿
- (6) 委任状及び印鑑証明書
- (7) 排水設備等計画確認申請書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(審査、決定及び通知)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、私道排水設備工事補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更の承認）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金交付決定に係る工事（以下「補助事業」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに、その旨を市長に報告して指示を受けなければならない。

（遂行の命令）

第8条 市長は、補助金交付決定の内容に付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行を命ずることができる。

（完了の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、私道排水設備工事完了報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事調書（様式第4号）

(2) 工事記録写真

(3) 出来形図面

（補助金の交付）

第10条 市長は、報告書の提出があったときは、当該報告書の内容の審査及び検査を行い、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、私道排水設備工事補助金交付確定通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

2 補助金の交付は、前項の規定により補助金の額が確定した後に補助事業者の請求により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、私道排水設備工事補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

(1) 第4条に規定する交付要件に反したとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が付した条件又は指示に従わなかったとき。

（書類の整備及び保管）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。